

[事案 2019-228] 入院給付金支払請求

・令和2年8月17日 和解成立

<事案の概要>

約款所定の入院に該当しないとして、入院期間の一部しか入院給付金が支払われなかったことを不服として、全入院期間の給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

上腕骨の骨折により約2か月間入院したため、平成27年1月に契約した医療保険等にもとづき入院給付金を請求したところ、一部の期間のみ支払われ、それ以外の期間については、約款所定の入院には該当しないとして、給付金が支払われなかったが、以下の理由により、全入院期間分の入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 主治医が全治2か月と診断している。
- (2) 入院中は治療に専念しており、自力で活動できず寝たきりの状態であった。
- (3) 入院中にファンクショナル装具をつけたが、調整に時間がかかり、痛みが続いていた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本傷病は、医的に入院が必要な病態ではない。
- (2) 本入院中の治療は、入院が必要な治療ではない。
- (3) 事実として受傷していることも勘案し、ギプスが作成される前の骨折部を三角巾で保持されていたことを考慮して給付金を支払った。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、全入院期間が約款上の入院に該当するとは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 医療関係資料等から総合的に判断すると、申立人に激しい痛みが続いていたとされる期間程度は入院の必要性があったといえる。